

社会福祉法人つつじ会
特別養護老人ホームアゼイリア

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
利用契約書

《 目 次 》

第一章 総則	3
第1条 (契約の目的)	3
第2条 (契約期間)	3
第3条 (個別の居宅サービスにかかる施設サービス計画の決定及び変更)	3
第4条 (介護保険給付対象サービス)	4
第5条 (介護保険給付対象外サービス)	4
第6条 (契約期間と利用期間)	4
第二章 サービス利用料金の支払等	4
第7条 (サービス利用料金の支払等)	4
第8条 (利用の中止, 変更及び追加)	5
第9条 (利用料金の変更)	5
第三章 事業所の義務等	5
第10条 (事業所及びサービス従事者の義務)	5
第11条 (守秘義務)	6
第四章 利用者の義務等	6
第12条 (利用者の施設利用上の注意義務)	6
第五章 損害賠償 (事業所の義務違反)	7
第13条 (損害賠償責任)	7
第14条 (損害賠償がなされない場合)	7
第15条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	7
第六章 契約の終了	7
第16条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)	7
第17条 (利用者からの中途解約等)	8
第18条 (利用者からの契約解除)	8
第19条 (事業所からの契約解除)	8
第20条 (契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)	8
第21条 (精算)	9
第七章 その他	9
第22条 (苦情処理)	9
第23条 (協議事項)	9

利用本人契約者

利用代理契約者 (以下「契約者」という。) と社会福祉法人つつじ会特別養護老人ホームアゼイリア (以下「事業所」という。) は、利用者本人 (以下「利用者」という。) が事業所における居室及び教養施設等を使用し生活するとともに、事業所から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

第1条 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供するものとします。

2 事業所が利用者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別添1 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書 (以下「重要事項説明書」という。) に定めるとおりとします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とするものとします。

(個別の居宅サービスに係る施設サービスの決定及び変更)

第3条 事業所は、利用者に係る居宅サービス計画 (以下「ケアプラン」という。) が作成されている場合には、これに基づき利用者の個別の居宅サービスに係る施設サービス計画書 (別紙1 その1、その2及び別紙2) を作成するものとします。

2 事業所は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、施設サービス計画の作成を行います。その場合に事業所は、利用者に対して、居宅介護支援事業所を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業所は、施設サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業所は、利用者に係るケアプランが変更された場合、若しくは利用者個人及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

5 事業所は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して変更後の施設サービス計画書を交付し、その内容を確認するものとします。なお、施設サービス計画は、国の定める「介護サービス計画書及び課題分析標準項目」の基準をみたしたアセスメント様式を使

用し作成いたします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業所は、短期入所生活介護における介護保険給付対象サービスとして、利用者に対し、入浴、排泄、及び食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能維持訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 事業所は、利用者との合意に基づき、次に掲げる各号の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

- (1) 介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- (2) 前号の他、事業所は介護保険給付対象外のサービスとして、短期入所生活介護サービスにおいて、重要事項説明書に記載されている介護保険給付対象外サービスをそれぞれに提供するものとします。
- (3) 前号のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- (4) 事業所は前第1号及び第2号に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族に対してわかりやすく説明するものとします。

(契約期間と利用期間)

第6条 本契約でいう、「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業所が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいうものとする。

第二章 サービス利用料金の支払等

(サービス利用料金の支払等)

第7条 サービス利用料金の支払等については次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、別添重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金（法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額）を事業所に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合又は要介護認定結果が決定されていない場合には、認定結果決定後にまとめて利用料金を支払うものとします。
- (2) 第5条に定めるサービスについて契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- (3) 前各号の他、契約者は滞在費及び食費・おやつ代また利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業所に支払うものとします。
- (4) 前各号に定めるサービス利用料金はサービス利用終了時に支払うものとします。

(利用の中止、変更及び追加)

第8条 利用の中止、変更及び追加については次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、利用者は利用開始日又は利用期日の前日までに事業所に申し出るものとします。
- (2) 利用者が、利用開始日又は利用期日に利用の中止を申し出た場合は重要事項説明書に定める所定の料金を事業所に支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではないものとします。
- (3) 事業所は、前第1号に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所が満室の場合により、利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を利用者に掲示して協議するものとします。
- (4) 利用者は、短期入所生活介護サービスについて、第6条に定める利用期間中でもってもサービスの利用を中止することができます。
- (5) 前号の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第3号(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- (6) 前第4号により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において事業所は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

第9条 事業所は次の各号に掲げるとおり利用料金の変更を行うことができるものとします。

- (1) 第7条第1号に定めるサービス利用料金及び第7条第3号に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付体系の変更があった場合、事業所は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- (2) 第7条第2号及び第3号に定めるサービス利用料金(食事代の標準自己負担額を除く)については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- (3) 利用者は、前号の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

第三章 事業所の義務等

(事業所及びサービス従事者の義務)

第10条 事業所及びサービス従事者の義務は次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮するものとします。

- (2) 事業所は利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携し利用者からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- (3) 事業所及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (4) 事業所は、利用者に対する指定居宅サービス提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- (5) 事業所は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な措置を講じるものとします。

(秘密保持等)

第11条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

2 本事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員との雇用契約において必要な措置を講じております。

3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者の個人情報並びに利用者のご家族の個人情報を利用する場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書によりいただきます。

第四章 利用者の注意義務等

(利用者の施設利用上の注意義務)

第12条 利用者の施設利用上の注意義務は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、居室及び共用施設や敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- (2) 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うものとします。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- (4) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、居室又は共用施設等の利用方法を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業所の義務違反）

（損害賠償責任）

第13条 損害賠償責任については次の各号に掲げるとおりとします。

- （1） 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- （2） 事業所は、前号の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第14条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れるものとします。

- （1） 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- （2） 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- （3） 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- （4） 利用者が、事業所若しくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第15条 事業所は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

第六章 契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第16条 利用者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （1） 利用者が死亡した場合
- （2） 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- （3） 事業所が解散命令を受けた場合又は破産等やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （4） 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （5） 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （6） 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業所は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約等)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、利用者が契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。

2 利用者は、次の各号に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができるものとします。

- (1) 第9条第3号により本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第18条 利用者は、事業所若しくはサービス従事者が次の各号に掲げる行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 事業所若しくはサービス従事者が正当な理由がなく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- (2) 事業所若しくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らない場合

(事業所からの契約解除)

第19条 事業所は、利用者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第7条第1号から第3号に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者や他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけるような著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)

第20条 第17条から第19条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

(精算)

第 21 条 第 16 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 号(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第 22 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、社会福祉法人つつじ会苦情解決要綱に基づき適切に対応するものとします。

2 苦情申し立て窓口等は、別に定める「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

(協議事項)

第 23 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各1通保有するものとします。

令和 年 月 日

利用本人契約者

住所

氏名

印

利用代理契約者

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印

事業所住所

宮城県石巻市蛇田字小斎6 1 番地 1

事業所名

社会福祉法人 つつじ会

特別養護老人ホーム アゼイリア

理事長

土 井 一 美

印

[illegible]

週間サービス計画表

	時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	日常生活上の活動
早朝	4:00								
	5:00								
	6:00								
	7:00								
午前	8:00								
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00								
	13:00								
	14:00								
	15:00								
	16:00								
	17:00								
夜間	18:00								
	19:00								
	20:00								
	21:00								
深夜	22:00								
	23:00								
	0:00								
	1:00								
	2:00								
	3:00								

